

国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第 68 号「IPSAS の改善 2019」の解説

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 露谷竹生
公認会計士 高橋宏延

1. 公開草案第 68 号の構成

国際公会計基準審議会（IPSASB）は、2019 年 7 月に公開草案第 68 号「IPSAS の改善 2019」（以下「ED」という。）を公表した。“改善”とは、国際公会計基準（IPSAS）について定期的に“個別のプロジェクトを立ち上げるほど重要ではない”修正をまとめて行うもので、原則として 1 年に 1 回は行われることになっている。

ED は、序文、IPSAS 第 41 号「金融商品」（2018 年 8 月公表）に関する修正及びその他の修正の 3 区分で構成されている。前回の「IPSAS の改善 2018」では、一般的な IPSAS の改善を扱うパート I と、国際財務報告基準（IFRS）の年次改善等を反映し、IFRS との整合性を確保するための改善を扱うパート II に区分されていたが、ED では、IFRS との整合性を確保する改善は、実質的にパート 1 の IPSAS 第 41 号「金融商品」に関する修正に含められている。

2. 序文

序文では、IPSASB で検討したが最終的に ED に含めなかった二つの項目について説明している。それは、国際会計基準審議会（IASB）が 2018 年 10 月に公表した「重要性の定義（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正）」及び「事業の定義（IFRS 第 3 号の修正）」である。

重要性に関するガイダンスは、IASB では概念フレームワークの一部改訂を伴ったことから、公的部門における影響を議論するため、今後、IPSASB が実施する予定の「概念フレームワークの限定的な見直し」で検討することになった。

IFRS 第 3 号の定める事業（business）と IPSAS 第 40 号「公的部門の結合」が定める事業（operation）は、原語では用語が異なっている。IPSASB は、IPSAS 第 40 号の事業の定義は、統合（amalgamation）を含み、IFRS 第 3 号の定義よりも幅広いことから、事業の定義を修正しないことを決定した。

3. IPSAS 第 41 号「金融商品」に関する修正（パート 1 a から 1 d）

対象となる IPSAS 及び提案された修正内容は下表のとおりである。

No.	対象 IPSAS	提案された修正内容
1a	IPSAS 第 5 号「借入コスト」	IPSAS 第 41 号 (2018 年 8 月公表) の「他の IPSAS の修正」セクションの漏れ
1b	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」	
1c	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」	
1d	IPSAS 第 33 号 「国際公会計基準の初度適用」	IPSAS 第 41 号 (2018 年 8 月公表) の「他の IPSAS の修正」セクションにおける記載が意味をなさず不適切であった箇所を修正

4. その他の修正 (パート 2 から 6)

対象となる IPSAS 及び提案された修正内容は下表のとおりである。

No.	対象 IPSAS	提案された修正内容
2	IPSAS 第 13 号「リース」	IPSAS 以外の基準 (他の国際会計基準又は各国基準) を参照する記載を、IPSAS の減損基準 (IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」及び IPSAS 第 26 号「資金生成資産の減損」) を参照する記載に修正
3a	IPSAS 第 13 号「リース」	IPSAS 第 33 号「国際公会計基準の初度適用」の公表時点で削除すべきであった経過措置を削除
3b	IPSAS 第 17 号 「有形固定資産」	
4a	IPSAS 第 21 号 「非資金生成資産の減損」	「再評価される資産」の減損会計の記述が IPSAS 第 17 号「有形固定資産」のみを対象としているように読める部分について、IPSAS 第 31 号「無形資産」の範囲内の資産も対象であることが理解できるように文章を変更
4b	IPSAS 第 26 号 「資金生成資産の減損」	
5	IPSAS 第 33 号 「国際公会計基準の初度適用」	みなし原価に関する適用ガイダンス (IG セクション) を、本文第 76 項と整合するように修正
6	IPSAS 第 40 号 「公的部門の結合」	IPSAS 第 40 号の公表時に、誤って省略されていた発効日のパラグラフを追加

上記について、各国利害関係者のコメントが求められており、コメントの期限は、2019 年 10 月 14 日である。

以 上